大淀西店　奈良県吉野郡大淀町下渕六四五一
五
新庄店　奈良県北葛城郡新庄町忍海三九〇番
地一一
パピリオンシティ田辺店　和歌山県田辺市稲
成町新江原三一六五番地
橿原畝傍店　奈良県橿原市四分町八八番地
津店　三重県津市桜橋三丁目六七番地の一
寝屋川店　大阪府寝屋川市大字寝屋七八〇一
一
紀三井寺店　和歌山県和歌山市毛見薮下一九
番地
南摂津駅前店　大阪府摂津市東一津屋四番一
〇号
ジョイシティ上野店　三重県上野市小田町二
五六一一
貴志川店　和歌山県那賀郡貴志川町神戸二〇
五一一
宮前店　和歌山県和歌山市北中島三三番地の
八
湯浅店　和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅二〇
五二番地
新宮家具センター　和歌山県新宮市磐盾町一
二九二番地の二
岡田店　大阪府泉南市岡田一一七八の一

四、許可年月日　昭和五十七年五月二十八日
五、廃止年月日　平成二十一年六月七日
六、営業保証金等の金額
①営業保証金　金四百五十万円
②前受業務保証金　金二百八十四万円
七、前号の営業保証金等につき弁済業務保証金分担金の還付又は営業保証金の取戻しがあったときは、第二号の金額に不足を生ずることとなる場合における不足額
一千四百三十四万円
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されません。
平成二十一年九月三十日
和歌山県和歌山市中島一八五番地の三
株式会社ヤオオーク友の会
代表取締役　大桑　勇

## 有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地

東京都渋谷区本町三丁目一〇番九号　ラッツ二F一B　株式会社ピー・エス・カルチャー

平成二十一年九月三十日
東京都渋谷区本町三丁目二七番一五一一一
株式会社ピー・エス・カルチャー
代表取締役　佐々木千代乃

①株式会社マルホ栄和商会　②北海道知事石狩⑻第3593号　③代表取締役　堀田順石　④札幌市清田区清田２条１丁目８番13号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦札幌市清田区清田２条１丁目８番13号　株式会社マルホ栄和商会　代表取締役　堀田順石

①ＪＡ三井リース株式会社　②国土交通大臣⑴7867　③代表取締役　陶浪隆生　④東京都品川区東五反田二丁目10番２号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区神田駿河台二丁目９番17号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都品川区東五反田二丁目10番２号　ＪＡ三井リース株式会社　代表取締役　陶浪隆生

①三井リハウス東京株式会社　②国土交通大臣⑵6076　③代表取締役社長　小田眞弓　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号東建インターナショナルビル１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井リハウス東京株式会社　代表取締役社長　小田眞弓

①株式会社全国農協設計　②東京都知事⑶75613　③代表取締役　高田彰二　④東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番11号　株式会社全国農協設計　代表取締役　高田彰二

①有限会社スパイク・インベストメント　②東京都知事⑴第85593号　③代表取締役　菅原猛　④東京都中央区日本橋人形町三丁目５番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋一丁目15番１号　有限会社スパイク・インベストメント　代表取締役　橋田宏彦

①株式会社富士ハウジング　②国土交通大臣⑻3102　③代表取締役　内田幸一　④大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番４号　廃止した従たる事務所　大阪府泉佐野市上瓦屋640番地の３　⑤利付国庫債券500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番４号　株式会社富士ハウジング　代表取締役　内田幸一

①株式会社ヨータイ　②大阪府知事⑴50881　③代表取締役　四宮和生　④大阪府貝塚市二色中町８番１　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府貝塚市二色中町８番１　株式会社ヨータイ　代表取締役　四宮和生

①株式会社近畿住宅管理サービス　②大阪府知事⑹32810　③代表取締役　兼島秀雄　④主たる事務所　大阪府大阪市港区波除３丁目７番４号、廃止した従たる事務所　大阪府大阪市大正区三軒家東１丁目３番９号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市港区波除３丁目７番４号　株式会社近畿住宅管理サービス　代表取締役　兼島秀雄

①株式会社賃住　②大阪府知事⑷43740　③代表取締役　吉川勝基　④主たる事務所　大阪府大阪市東淀川区淡路４丁目２番11号、廃止した従たる事務所　大阪府豊中市寺内２丁目13番４号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東淀川区淡路４丁目２番11号　株式会社賃住　代表取締役　吉川勝基

## 宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 21 年９月 30 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名